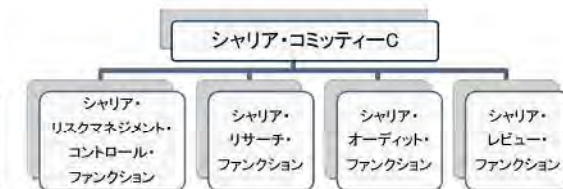
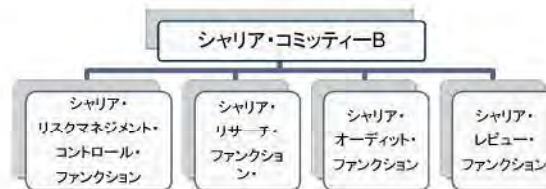
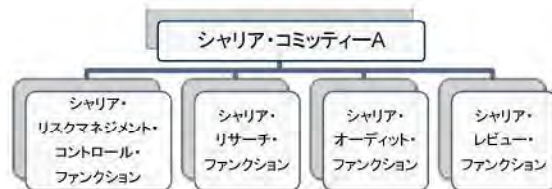


## マレーシア中央銀行のシャリア・アドバイザー・カウンシル

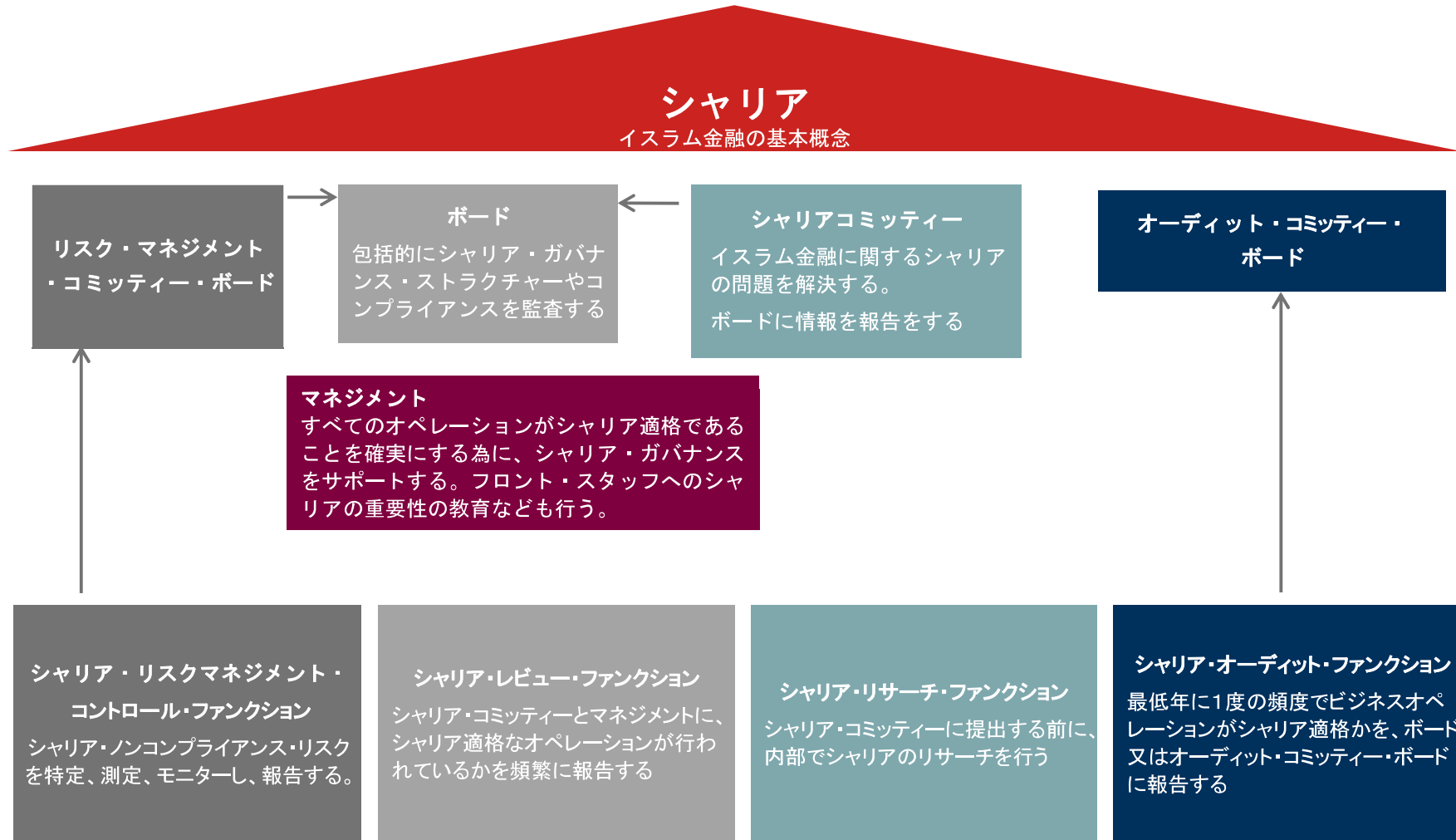


## マレーシア証券委員会のシャリア・アドバイザー・カウンシル



(出所)各種資料より、野村資本市場研究所作成

本資料は、ご参考のために株式会社野村資本市場研究所が独自に作成したものです。本資料に関する事項について貴社が意思決定を行う場合には、事前に貴社の弁護士、会計士、税理士等にご確認いただきますようお願い申し上げます。本資料は、新聞その他の情報メディアによる報道、民間調査機関等による各種刊行物、インターネットホームページ、有価証券報告書及びプレスリリース等の情報に基づいて作成しておりますが、株式会社野村資本市場研究所はそれらの情報を、独自の検証を行うことなく、そのまま利用しており、その正確性及び完全性に関して責任を負うものではありません。また、本資料のいかなる部分も一切の権利は株式会社野村資本市場研究所に属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。



(出所) マレーシア中央銀行 Shariah Governance Framework for Islamic Financial Institutionより、野村資本市場研究所作成

## 課題1:イスラム銀行業務を日本の銀行法制上、どのように位置づけるか?銀行本体によるイスラム銀行業務を許容するか?

- 銀行法第12条 他業禁止規定(銀行は同法11、12条に規定された業務以外は営んではならない。)
- ムラーバ(貸付、割賦販売)、イジャラ(リース) → 商品の売買、貸借業務 → (貸金業法、出資法)?
- ムダーラバ(預金、出資系業務) → 投資ファンドの組成・販売業務 → (金融商品取引法)?
- 銀行によるイスラム金融契約もしくは商品への資産運用も認められる必要がある。
- 2008年銀行法施行規則の改正 第17条2の二の二 銀行の子会社でのイスラム事業を認める。

「金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの(宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引であることにつき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の判定に基づき行われるものに限る。)」

## 課題2:銀行監督の観点から

- シャリア規制→国家的なシャリア・アドバイザー・コミッティーを設置するのか。民間銀行のシャリア・ボードの設置を義務づけるか。
- 健全性・流動性規制→ コンベンショナル銀行と同様の規制を適用すべきか(英国・マレーシアとも基本的な考え方・手法は同じ)。
- 預金保険の加入→ 英国・マレーシアともイスラム預金を預金保険対象に(英国は「オプト・アウト方式」を採用、マレーシアはイスラム預金の契約種別に保証レベルを設定)
- 銀行監督→ シャリア規制以外はコンベンショナルの銀行と同様の監督とすべきか(英国・マレーシアともほぼ同じ監督体制・手法)。

## 課題3:会計・税制

- 会計制度 → マレーシアのように財務報告のフォーマットをガイドラインで示すか(英国はイスラム銀行のための規定はなく、コンベンショナル銀行の会計・財務報告と同じルール)。
- 税制 → 商品売買を行う際にかかる税金の二重課税の免除(英国・マレーシアともコンベンショナルの金融取引と同等に扱う):印紙税、登録免許税、不動産取得税、所得税、住民税